

エコボロン®PRO 性能保証制度(10年)保証規定

20140101

送信可)

(保証の概要)

第1条 エコボロン®PRO 性能保証制度(以下「本保証」といいます)は、本保証規定に基づき、対象住宅にシロアリの被害が発見され、その修復工事を行う場合に、株式会社エコバウダー(以下「当会社」といいます)が被保証者に対して、修復工事にかかる費用を補償するものです。

2. 本保証の適用を受けるためには、本保証規定に定める各条項を満たしていることが必要です。

(保証回数および補償金等)

第2条 本保証は、有効期間中に1回限り有効です。

2. 修復工事費用の補償金額は 1000 万円を限度とします。ただし、免責金は3万円とします。

(対象となる住宅および範囲)

第3条 本保証の対象となる住宅は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限りです。

- (1) 新築時または増築時に、本保証の申込者が、当会社の規定する施工仕様書を遵守して**エコボロン®PRO** を施工していること
 - (2) 基礎が鉄筋コンクリート造のべた基礎で、床下点検が可能であること
 - (3) 浴室が JIS A4416 相当以上の防水性能を有するユニットバスであること、または浴室周りがコンクリート造りの腰高布基礎もしくはコンクリートブロックによる腰壁であること(※ただし、ユニットバスでない浴室の場合には、浴室周りは保証の対象範囲外扱いとなります。第11条3号にご注意ください。)
 - (4) 基礎外側断熱材を使用している場合、第三者機関で防蟻性能を有することが確かめられた材を使用していること
 - (5) 第11条各号に該当しないこと
2. 本保証が適用される範囲は、対象住宅の登記可能な住宅部分(ぬれ縁、テラス、車庫などは対象外)に限りです。

(対象となるシロアリの被害)

第4条 本保証の対象となるシロアリの被害は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限りです。

- (1) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害であること
※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ等はこれに含まれません
- (2) 土壌に接触せず、また雨や水漏れ等の流水に晒されない環境条件下の木材で、**エコボロン®PRO** が施工された木材面が本来有すべき防蟻性能を発揮しなかったことに起因し、発生した被害であること
- (3) 第11条各号に該当しないこと

(保証の申込)

第5条 本保証は申込みを必要とします。申込みを行える者は、当会社に施工代理店または認定施工店として登録された者で、かつ対象住宅に**エコボロン®PRO** を施工した者に限りです。

2. 本保証の申込みには、申込者が次の各号に掲げる手続きを行う必要があります。
 - (1) **エコボロン®PRO** 施工完了後、施工した事が確認できるよう次に挙げる箇所を写真撮影し、保管してください。保証利用時に必要になります。
 - ①施工現場の中央から4方向を、それぞれ1枚以上
 - ②基礎施工部(外周打継ぎ入隅部、配管・水抜き穴周り)をそれぞれ1枚以上
 - (2)**エコボロン®PRO** の施工が完了した物件の保証申込書を作成し、毎月1日から月末までの1ヶ月分をまとめて、翌月10日までに当会社に提出してください。(FAX 送信可)また、1件につき5,000円の保証料1ヵ月分をまとめて、翌月20日までに当会社指定口座にお振込み下さい。
3. 1つの対象住宅に本保証を重複して申込むこと、および付保することはできません。重複する場合、保証期間の終期が最も早い1保証のみを有効とします。

(効力の発生、有効期間、更新、失効)

第6条 当会社が発行する保証書が申込者に引き渡された時をもって、申込者は被保証者となり、本保証の効力が発生するものとします。

2. 本保証の有効期間は、対象住宅への**エコボロン®PRO** 施工完了日から起算し、新築物件の場合は10年後の午後4時まで、増築物件の場合は5年後の午後4時までとします。
3. 本保証は新築物件の場合に限り、1回だけ更新することが可能です。更新によって前項の有効期間は5年間延長されます。更新のためには、有効期間満了の前3ヶ月の間に、第8条に準じた点検を実施して定期点検報告書を作成し、当会社に提出すると共に、第5条2項(2)の手続きを取って下さい。なお、更新時の保証料は1件につき2,500円となります。
4. 第11条各号に該当があるなど、本保証が適用されないことが明らかとなった場合、その時点で本保証は失効するものとします。

(被保証者の管理義務)

第7条 被保証者は、本保証の有効期間中、第8条、第9条および第10条に定める各種手続きを遅滞なく適切に実施する義務(以下「保証管理義務」といいます)を負うものとします。保証管理義務を怠った場合、本保証の利用はできなくなります。

(定期点検)

第8条 被保証者は、対象住宅への**エコボロン®PRO** 施工完了日または住宅の引渡し日の2年後、5年後の応当日前後3ヶ月の間にそれぞれ点検を実施し、点検完了日から2週間以内に、定期点検報告書を当会社に提出する必要があります。(FAX

送信可)

(通知義務)

第9条 次に掲げる各号に該当する場合、被保証者は、2週間以内に書面にて当会社に連絡をする必要があります。

- (1) 対象住宅の所有者に変更があった場合
- (2) 申込者の滅失、事業の廃止または名称等の変更があった場合
- (3) 対象住宅の**エコボロン®PRO** 施工箇所に関係する増改築、改装、用途変更、補修または移設等があった場合

(事故連絡および保証の申し出)

第10条 シロアリの被害を発見、または可能性があると判断した場合には、被保証者はすみやかに当会社に連絡をし、2週間以内に、規定書類(①被害状況報告書 ②住宅の修理見積書 ③保証書)を提出する必要があります。その際、第5条2項1号の写真とともに、被害箇所の写真および拡大写真を2枚ずつ添付してください。

(保証が適用されない場合)

第11条 次に掲げる各号のうち該当があった場合には、本保証は適用されません。

- (1) 沖縄県、伊豆諸島、小笠原諸島、薩南諸島または外国に所在する住宅である場合
- (2) 第4条1号に定めるシロアリ以外の被害の場合(※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ、キクイムシ、腐朽菌、その他木材害虫による被害など)
- (3) 本保証の適用範囲外からシロアリに食害され侵入された被害である場合(※ぬれ縁、テラス、車庫、ユニットバスでない浴室周りなど)
- (4) 木質系材料以外からシロアリに食害され侵入された被害である場合(※断熱材やサイディング材など)
- (5) 対象住宅が増築物件の場合で、増築部以外(既築部または既築部との接合部)からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (6) **エコボロン®PRO** が施工されていない木質系の材料や部位、および施工の不備に起因するシロアリの被害の場合(※施工が行き届いていない箇所(木口面など)から侵入された場合や、**エコボロン®PRO** 処理量の不足している箇所から侵入された場合など)
- (7) **エコボロン®PRO** が施工された部位の防蟻性能に、著しい支障がもたらされたことに起因する被害の場合(※施工部位に関わる建物の損壊や増改築、防水不具合等による湿潤状態の継続、洪水による浸水など)
- (8) **エコボロン®PRO** の施工完了日以前から、すでにシロアリに食害され侵入されていた場合
- (9) 故意または過失、および住宅構造によって、シロアリが誘引された状況が強く認められる場合(※床下土間の清掃不備、防水不具合等による湿潤状態の継続、基礎外周の土盛り、耐力壁や下地板等の耐湿処理の不備、基礎立ち上がり部分に接した基礎断熱材・サイディング等の建材に起因する場合、など)
- (10) 被保証者が保証管理義務(第8条、第9条および第10条に定める各種手続き)を怠ったと認められる場合
- (11) 引受損害保険会社に滅失もしくは事業の廃止等があった場合
- (12) 当会社が用意している延長保証制度を申込み、新たな保証書が引渡された場合

(延長保証制度)

第12条 当会社によって延長保証制度が用意されている場合、被保証者は、本保証の有効期間中に、延長保証制度の保証規定に定められた手続を行うことにより、延長保証制度を利用することができます。

2. 延長保証制度の保証内容、諸条件、申込手続およびその他各種手続等は、延長保証制度の申込手続を行った時点での最新の延長保証制度保証規定に依るものとします。

(事故調査および修復工事費の査定)

第13条 事故の調査およびシロアリによる食害部分の修復にかかる諸費用の見積りについては、原則として被保証者が行い、費用明細とともに当会社に提出するものとします。

(補償金額等の決定)

第14条 補償金額は、原則として提出された被害状況報告書および住宅の修理見積書を基に、専門家により算出された評価金額により決定します。

2. 補償金額は、シロアリによる食害部分の修復にかかる費用のみを対象とします。防蟻防腐処理の施工費用等はこれに含まれません。

(保証方法)

第15条 原則として、当会社は前条の金額から免責金3万円を差し引いた額を、補償金として申込者あてに支払います。

(保証内容の変更)

第16条 当会社及び引受損害保険会社は、本保証の内容を変更する必要がある場合は、予告無く本保証規定を変更することができます。

(合意管轄)

第17条 本保証に関して争訟の必要が生じたときは、当会社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則 この保証規定は平成26年1月1日より適用されます。